

資料 9

山村振興に係る施策の概要

平成 20 年 3 月

林 野 庁

目 次

1 山村振興の基本的位置づけ	1
(参考資料)	
○ 山村振興法（抜粋）	
○ 森林・林業基本法（抜粋）	
○ 森林・林業基本計画（抜粋）	
2 林野庁の山村振興策	7
(参考資料)	
○ 林野庁における山村振興の展開方向	
○ 山村再生総合対策事業の概要	
○ 森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業	
○ 林野庁支援事業の事例	
3 国（関係省庁）の山村振興策	25
(参考資料)	
○ 省庁別の主な支援内容	
4 政府における最近の動き	27
(参考資料)	
○ 地方再生戦略（内閣官房）（抜粋）	
○ 農山漁村活性化のための戦略（農林水産省）（抜粋）	
○ 国土形成計画（国土審議会）（抜粋）	

1 山村振興の基本的位置づけ

山村の振興については、

- ① 山村振興法において、山村の基本的な役割と施策を幅広く規定しているほか、
- ② 森林・林業基本法において、森林・林業政策の一環として位置づけられる山村地域の振興施策を規定している。

具体的には、山村振興法では、山村における農林業の振興、道路の整備、医療・福祉の充実など、山村の総合的な振興方策を位置づけている。

また、森林・林業基本法では、

- ① 森林の適正な整備・保全を図る上で、森林の所有者等が山村に生活することが重要であるため、山村における就業機会の増大、山村の生活環境の整備等による定住の促進（第15条）
- ② 国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めることが重要であるため、都市と山村との間の交流の促進（第17条）
を位置づけている。

平成13年の中央省庁等改革の折、農林水産省の任務として新たに農山漁村の振興が位置づけられたところであるが、

- ① 農山村振興局が農山漁村の総合的な振興に係る企画を一元的に担うこととし、
- ② 林野庁は、山村の特性に配慮し、振興に関する指導及び助成を担うこととされている。

なお、林野庁が行っている森林・林業施策は、それ自体が山村振興に直結するものであり、森林の整備・保全、木材利用の拡大、担い手の育成・確保といった林政の重要課題を踏まえつつ推進していくことが重要と考えている。

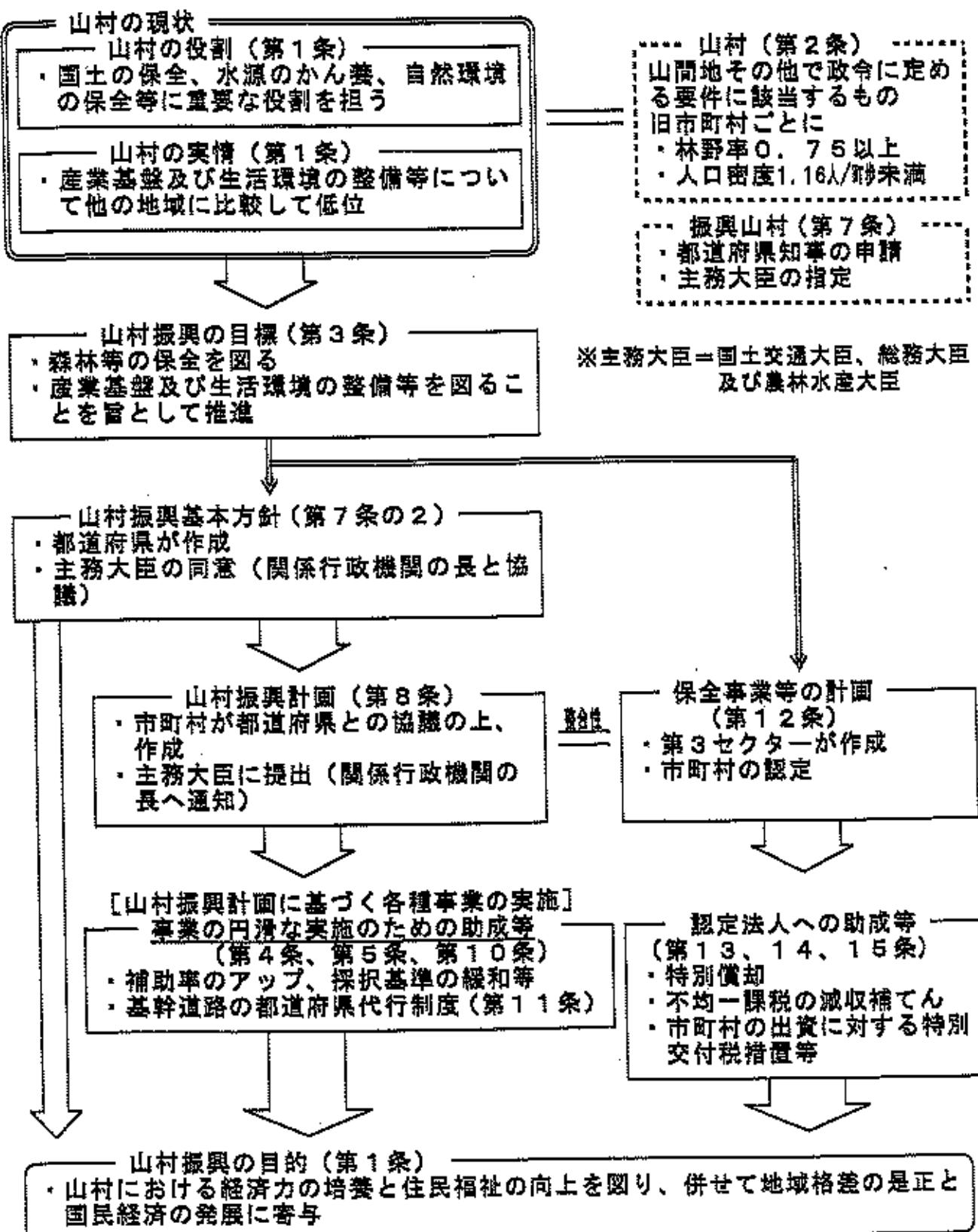
（参考資料）

山村振興法（抜粋）

森林・林業基本法（抜粋）

森林・林業基本計画（抜粋）

山村振興法の体系



(参考資料)

○山村振興法（昭和40年5月11日法律第64号）抜粋

(山村振興の目標)

第三条 山村の振興は、山村の担っている国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の重要な役割を發揮させるため森林等の保全を図るとともに、国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の規定による国土総合開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるように考慮しつつ、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図ることを旨とし、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

- 一 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、山村とその他の地域及び山村内の交通通信連絡を発達させること。
- 二 農道、林道、牧道等の整備、農用地の造成、電力施設の整備等を図ることにより、土地、森林、水等の未利用資源を開発すること。
- 三 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、農林産物の加工業等の導入、特産物の生産の育成等を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大させること。
- 四 砂防施設、保安林、地すべり防止施設その他の国土保全施設の整備等を図ることにより、水害、風害、雪害、林野火災等の災害を防除すること。
- 五 学校、診療所、公民館等の教育、構成及び文化に関する施設の整備、医療の確保、集落の整備、生活改善、労働条件の改善等を図ることにより、福祉を向上させること。

(山村振興計画に基づく事業の助成等)

第十条 国は、山村振興計画に基づく事業が円滑に実施されるように、関係地方公共団体の財政事情等につき配慮して、助成その他必要な措置を講じなければならない。

2 国は、振興山村のうち自然的、経済的、社会的諸条件に特に恵まれず、かつ、産業基盤及び生活環境の整備の程度が著しく低いため振興の緊要度が高い振興山村に係る山村振興計画に基づく事業であつて当該振興山村の振興のために特に重要と認められるものについては、その円滑な実施が促進されるよう配慮するものとする。

林野庁における山村振興施策の体系

森林・林業基本法

多面的機能の発揮(第2条)

森林の適正な整備・保全を図るために
には、山村において林業生産活動が
継続的に行われることが重要。

定住の促進等による山村の振興が図
られるよう配慮。

定住の促進(第15条)

森林の適正な整備・保全を図るために
は、森林所有者等が山村地域に生活
することが重要。

産業の振興による就業機会の増大
・生活環境の整備その他の定住の促進
に必要な施策を講ずる。

都市と山村の交流(第17条)

国民の森林及び林業に関する理解と
関心を深める。
・健康的でゆとりのある生活に資する。

都市と山村の交流の促進
・公衆の保健・教育のための森林の利
用促進
・その他定住の促進に必要な施策を
講ずる。

森林・林業基本計画

※森林を支える山村の活性化
○山村は森林を支える基盤
○森林の有する多面的機能の發揮のためにには、森林や林業に関わる人々が山村に定住
○林業生産活動や日常生活等の管理活動を行うことが重要

①都市と山村の共生・対流、山村への定住の促進
・NPOや地場住民の連携による意欲的で先導的な取組の推進
・排水施設等の生活環境の整備
・人材の育成・確保
・自然・文化・景観等山村特有の資源を活用した魅力ある地域づくり

②地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大
・基幹的な産業である林業等の振興
・竹やきのこ等の特用林産物について、産業基盤の高度化、資
本等の安定確保、品質確保等を実施
・伝統等の山村特有の資源を幅広く活用した新たな産業の創出

○森林・林業基本法（昭和39年7月9日法律第161号）抜粋

(森林の有する多面的機能の發揮)

第二条 森林については、その有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下、「森林の有する多面的機能」という。）が持続的に發揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできないものであることにかんがみ、将来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならない。

2 森林の適正な整備及び保全を図るに当たっては、山村において林業生産活動が継続的に行われることが重要であることにかんがみ、定住の促進等による山村の振興が図られるよう配慮されなければならない。

(山村地域における定住の促進)

第十五条 国は、森林の適正な整備及び保全を図るためには、森林所有者等が山村地域に生活することが重要であることにかんがみ、地域特産物の生産及び販売等を通じた産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備その他の山村地域における定住の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(都市と山村の交流等)

第十七条 国は、国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と山村との間の交流の促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

○森林・林業基本計画（平成18年9月8日農林水産省）抜粋

第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

3 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

(4) 森林の有する多面的機能の発揮に向けて重点的に取り組むべき事項

⑥ 森林を支える山村の活性化

山村は、森林を支える基盤であり、これらに由来する我が国固有の文化の発信源でもあることから、森林の有する多面的機能の発揮のためには、森林や林業に関する人々が山村に定住し、林業生産活動や日常的な見回り等の管理活動を行うことが重要である。

他方で、山村は過疎化や高齢化が進み、その生活基盤は都市部と比較して依然として低位である。

このような中で、一部の地域では都市からの移住者による林業就業者の増加や、若者による山村生活の体験活動の増加、豊富な森林資源を活かした新たな産業の創出等の意欲的な取組も見られ、加えて、今後定年を迎える団塊の世代の山村への回帰も期待される。

このため、地域の特性や都市住民のニーズを踏まえた定住促進の仕組みづくり等による都市と山村の共生・対流の推進や、就業機会の増大の促進等により、森林を支える山村の活性化を図る。

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(4) 森林を支える山村の活性化

我が国の山村は過疎化や高齢化が進み、その生活基盤は都市部と比較して依然として低位である一方で、都市からの移住者による林業就業者の増加や豊富な森林資源を活かした新たな産業の創出等の意欲的な取組も見られる。

このため、他の山村振興施策との連携を図りつつ、都市と山村の共生・対流を推進し、山村における都市住民の受入体制の整備や就業機会の増大を図るための施策を講ずるとともに、森林の総合的利用の推進、地域産業の振興等においても重要な役割を果たしている林道の整備を図る。

① 都市と山村の共生・対流と山村への定住の促進

都市住民を中心としたU J I ターン者（Jターンとは、地方から都会へ出た人が故郷に近い地方都市で就職、定住することをいう）等の定住の促進を図るために、NPOや地域住民の連携による山村への試験的な受け入れ等の意欲的で先導的な取組を推進する。

また、都市住民の多様なニーズに応じて山村に受け入れられるよう、用排水施設等の生活環境の整備を推進する。また、取組の中心となる人材の育成・確保、自然・文化・景観等の山村地域の有する資源を活用した魅力ある地域づくりを推進するとともに、その情報発信を図る。

② 地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大

山村地域における就業機会の増大を図るために、基幹的な産業である林業等の振興を図る。特に山村や林家の貴重な収入源である竹やきのこ等の特用林産物について、産業基盤の高度化、作業の省力化による高コスト構造のは正、資材等の安定的な確保、売れる商品の供給のための品質の確保、消費者への情報提供等を実施する。

また、豊かな自然や文化、伝統等の山村特有の資源を幅広く活用した新たな産業の創出に向けた支援体制の構築と全国的な普及啓発を実施する。

2 林野庁の山村振興策

山村は森林を支える基盤であり、林業の担い手などが山村に定住し、日常的に森林の整備・管理等に取り組めるよう、山村を活性化していくことが重要である。

このため、林野庁においては、
① 山村における就業機会の増大
② 山村の定住条件の整備
③ 都市と山村との交流
を推進している。

具体的には、
① 森林の整備・保全、林業木材産業の再生、林業の担い手の確保・育成、山村特有の地域資源を活かした産業の育成
② 居住地周辺の森林や居住基盤の整備、地域住民の活動基盤の整備、防災力の強化
③ 豊かな自然環境・伝統文化等山村の魅力を活かした都市との交流、都市住民等の森林づくりへの幅広い参画
等を推進しているところ。

特に、20年度からは、新たに「山村再生総合対策事業」を創設し、森林・地域資源を活用した新たな産業の創出、都市との連携による交流活動への取組、山村コミュニティーの維持・再生に向けた地域活動などを支援することとしている。

(参考資料)

- 林野庁における山村振興の展開方向
- 山村再生総合対策事業の概要
- 林野庁支援事業の事例

林野庁における山村振興の展開方向

現状と問題点

- 振興山村の占める割合
・国土面積の5割
・森林面積の6割
・全人口の3%程度

- 主要産業である林業の低迷
- 就業機会の減少
- 生活環境整備の遅れ
- 過疎化・高齢化に伴う集落機能の低下
- 災害弱者の増加など防災力の低下

- 森林の適正な管理を担う山村の疲弊

- 山村住民により営まれてきた森林の管理機能の低下
- 不在村森林所有者の増加

- 森林の公益的機能の低下が懸念

課題と展開方向

【就業機会の増大】

- 森林の整備・保全
- 林業・木材産業の振興
- 林業の担い手の確保・育成
- 特用林産物等山村特有の地域資源を活かした産業の育成



【定住条件の整備】

- 居住地周辺の森林や居住基盤の整備
- 地域住民等の活動基盤の整備
- 防災力の強化



【都市と山村の交流の促進】

- 豊かな自然環境・伝統文化等を活かした都市との交流
- 都市住民等の森林づくりへの幅広い参画
- 森林環境教育の推進



20年度の主な事業

- 森林整備事業
- 治山事業
- 森林・林業・木材産業づくり交付金
- 縁の雇用担い手対策事業
- 山村再生総合対策事業
- 森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業
- 美しい森林づくり活動推進事業
- 地域活動支援による国民参加の縁づくり活動推進事業
- 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

※農林水産省で一體的に実施

山村再生総合対策事業（新規）

【平成20年度概算決定額 300,000(0)千円】

事業のポイント

優れた自然や文化・伝統等の山村特有の資源を活用し、健康・福祉、教育、観光、環境、バイオマスなど様々な分野に着目した魅力ある山村づくりの取組を支援します。事業の実施に当たっては、新たにP D C Aサイクルの考え方を導入するとともに、総合的な人材育成等を実施します。

これにより、山村地域の新たなビジネスの創出と、所得格差の是正を図ります。

（我が国の山村の現状）

- ・ 山村地域が占める森林面積は、全国の森林面積の61%
- ・ 山村地域の人口は、全国の4%
- ・ 山村地域の65歳以上の高齢者が占める割合は28%（全国17%）
- ・ 山村地域の農業集落数は6ポイント減少（1980→2000年）
- ・ 山村地域の一人当たり所得は全国平均に比べて9割（2000年）
- ・ 民有林における間伐材の利用は284万㎥（2005年）

政策目標

- 振興山村地域の一人当たり所得の全国平均との格差を縮小
- 振興山村地域の市町村の中で、新規定住者数が前年度に比べ向上している市町村の割合を5年後に4割に増加（参考：H18年度の割合 36%）
- 間伐・間伐材利用に係るビジネスモデルの構築（5年間で15件）

<内容>

1. 山村に存在する資源の発掘とこれを活用したプランの作成（Plan）

都市住民との協働により、自然や文化・伝統など山村に眠った資源を発掘し、これらを活かした特産品の開発、間伐材活用型合板・製材工場の立地、健康・福祉、教育、観光、環境、バイオマスなど様々な分野に着目した魅力ある山村づくりの取組や、山村コミュニティの維持・再生等の定住条件の整備を含めた山村活性化の総合的なプラン作りを支援します。

2. 山村活性化プランの試行（Do）

試作品の作成、原材料の効率的な収集のための条件整備（林内歩道の整備等）、ガイドブック等の作成とインタークリター（案内人）の養成、事業の拠点となる施設等の改修など、プランの試行に要する実証的な活動や条件整備を支援します。

3. 事業評価（Check）

試作品の品質・性能評価、生産性、所得の向上等の事業運営評価、都市側の企

業や団体との連携によるモニターシアの実施など、事業評価を実施し、プランの改善を図ることにより本格的な事業展開につなげます。

4. 事業の本格的な展開 (Act)

地域再生計画との連携、農山漁村活性化プロジェクト交付金や健康・福祉、教育、観光、環境、バイオマスなどに関する他省庁の施設整備事業等の活用、既存施設の活用等により、新たなビジネスの創出と所得の向上を図り、本格的な事業の展開に結びつけます。この際、当事業の成果を関係行政機関に情報提供するなど、他省庁等との連携を図ります。

5. アドバイザーの派遣と総合的な人材育成

事業実施に当たっては、各分野のアドバイザーの派遣による技術支援を行うとともに、新たに実務的・総合的な人材育成研修を実施し、地域活性化の取組を中心となる人材を育成します。併せて、山村の地域情報の発信、地域活性化全国セミナー等を実施し、全国的な普及・啓発を図ります。

6. 間伐・間伐材利用プロジェクト

間伐材を活用する環境貢献ビジネスモデルを公募・実証することなどにより、間伐・間伐材利用の促進を通じた山村地域での産業振興を推進します。

<補助率>

定額、1／2

<事業実施主体>

民間団体、全国森林組合連合会

<事業実施期間>

平成20年度～24年度（5年間）

[担当課：林野庁計画課、整備課、研究・保全課]

山村再生総合対策事業

多様な主体を支援

- ・NPO、任意団体
- ・森林組合等の各団体
- ・企業・第三セクター
- ・地方公共団体等

PDCAサイクルにより新たな事業展開

- ① 森林・地域資源を活用した新たな産業づくり
- ② 都市と山村との交流
- ③ 山村コミュニティの維持・再生に向けた地域活動
- ④ ①～③を組み合わせた複合的な取組

例 きのこクラインガルテン

活動支援に加えて、研修の実施や、アドバイザー派遣等によるきめ細やかな対応

Plan

活性化のプランづくり



○○集落では
きのこが豊富
(山村資源の発掘)



アドバイザーの支援を受け、
きのこクラインガルテン計画
(プラン)を作成
(ニーズの調査、実施箇所の選定)

Do

起業化の試行

プラン実施箇所の整備
(看板設置や林内整備)



パンフレットの作成



参加者の募集



事業運営の試行

Check

取組の評価と確認

参加者によるモニター調査



専門家による評価・分析
さらにはプランの改善

更なる事業展開に向けて

Act

既存の施設整備事業等の活用

- ・農水省の各種交付金(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等)を活用
- ・地域再生計画との連携、他省庁の施設整備事業等の活用、既存ストックの活用

山村再生

- ・雇用機会の増大
- ・都市との共生・対流
- ・定住条件の整備

森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業（新規）

【平成20年度概算決定額 1,200,000(0)千円】

事業のポイント

林地残材や間伐材等の未利用木質資源を利用した新たなビジネスの創造を図るために、木質からバイオ燃料等へのエネルギー利用やマテリアル利用に向けた新しい製造システムの構築に取り組みます。

(木質資源利用の可能性)

- ・ 林地残材や製材工場残材など木質資源の年間発生量は年間3,120万m³（推計）
- ・ うち、熱エネルギー等としての利用1,840万m³(69%)、未利用1,280万m³ (41%)。林地残材の発生量860万m³（推計）のほとんどが未利用。
- ・ 2030年頃までに達成すべき目標である国産バイオ燃料600万kLのうち、木質系からの生産可能量は200万kL～220万kLと試算（国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表）。
- ・ プラスチックの生産量は1,400万t。バイオプラスチックの生産量は8.7万t（推計）。

政策目標

10年後に2,000億円規模のビジネスを創出

<内容>

全国の民間企業、研究機関、大学等に存在するシーズを活用し、林地残材や間伐材等、未利用森林資源を原料として、エネルギー利用やマテリアル利用に向けた実証を行い、全国に普及可能な「未利用森林資源活用のための基本となる製造システム」を構築します。

このため幅広く民間企業、大学、試験研究機関等から「ニュービジネスの創造につながる課題」を募集し、学識経験者等からなる外部評価委員会により優良提案を選定し委託します。

<委託先>

民間団体

<事業実施期間>

平成20年度～24年度（5年間）

[担当課：林野庁研究・保全課]

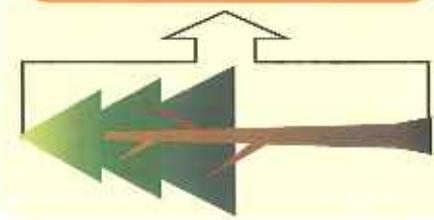
森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業 12億円

現状

▼ 林地残材(860万m³/年)のほとんどが未利用



▼ これまでには木材の組成や性質をそのまま活用



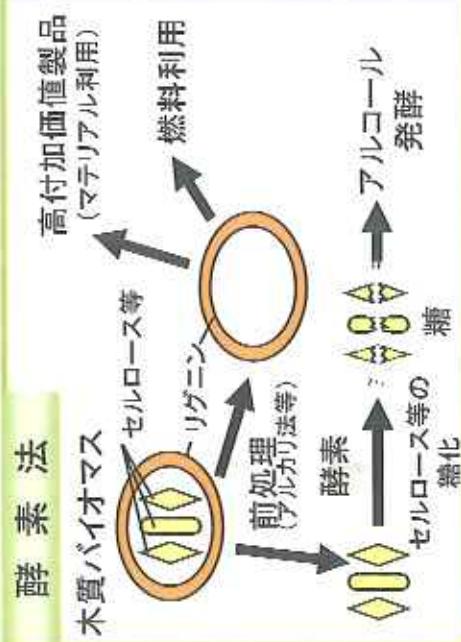
新しい利用法

・木質のセルロース等やリグニン成分を分子素材として活用



公募により優良な提案を探査して委託

例1 バイオエタノール



例2 バイオメタノール



例3 炭素繊維



林野庁支援事業による山村活性化事例

県民交流の活性化

山形県小国町は昭和50年代から全国に先駆けて県民交流を整備し、今では町内に約20ヵ所を数える。毎年5月中旬から7月上旬までの開園期間中に約1万人以上の入園者がおり、地域の主要な取入源となるほか、入園者との交流を深める取組も実施。

地域の資源を活用した商品開発と地域おこし

山形県金山町の杉沢地区では、地域に豊富に存在するイタヤカエデの樹液を活用し、ビールや詰、ケーキなどの商品開発を推進。また、都市住民を対象として、樹液採取体験などを実行する「ムーブルフェスティバル」を開催。

森林を活用した新たな施設

山梨県鳴沢村にオープンした森林を活用した新たなレジャー施設、「フォレストアドベンチャー」は子供でも楽しめる森林空中体験施設である。修学旅行等の需要もあり、同様の施設は全国数箇所に開設されている。

森林を活用した新たな施設

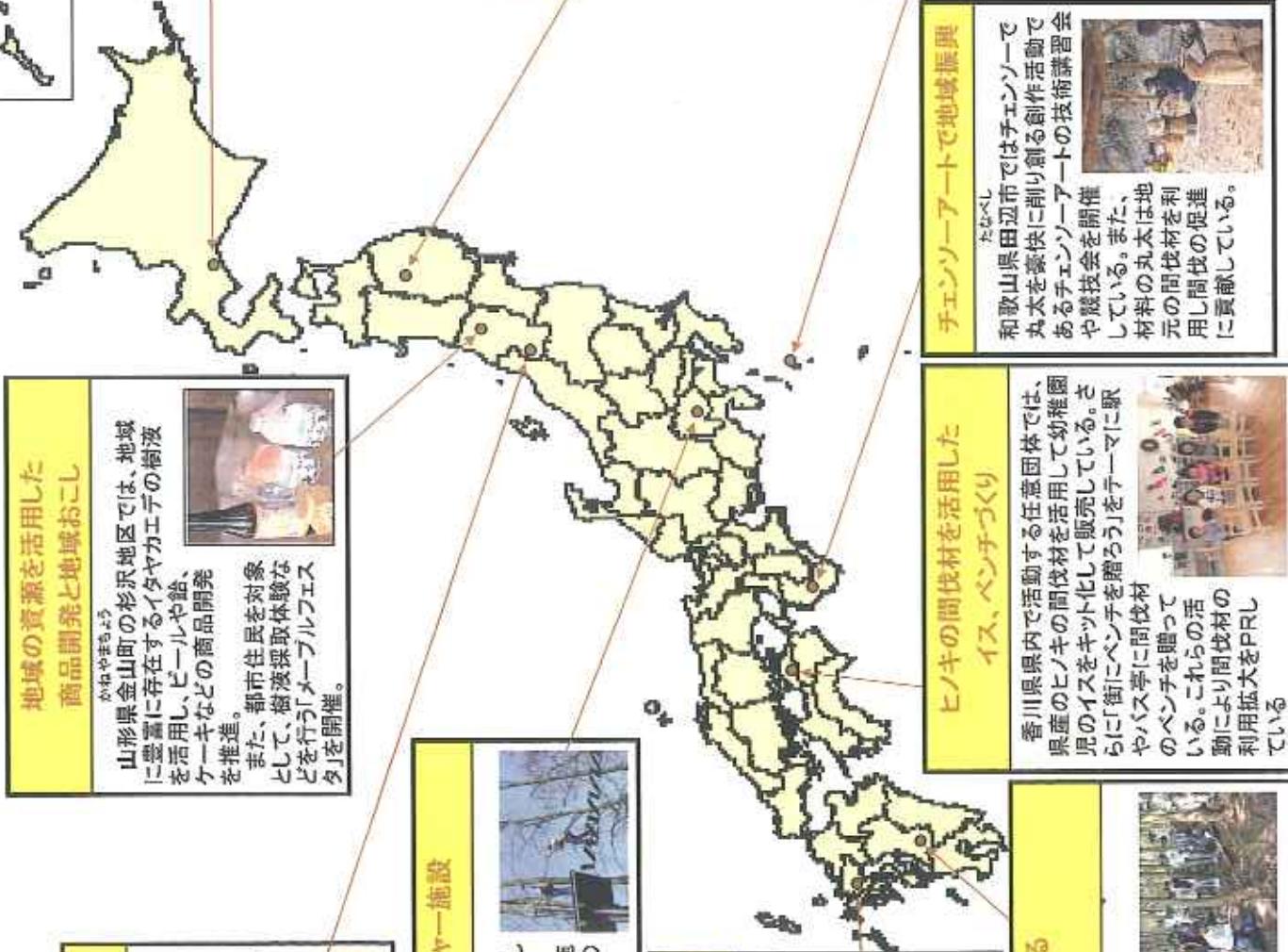
山梨県鳴沢村にオープンした森林を活用した新たなレジャー施設、「フォレストアドベンチャー」は子供でも楽しめる森林空中体験施設である。修学旅行等の需要もあり、同様の施設は全国数箇所に開設されている。

伝統構法による木造住宅の設計コンペ

佐賀県神埼市のNPO法人では全国の建築を学ぶ学生による木造住宅の設計コンペを行っている。優秀賞に選ばれると、県内から施主を募集し実際には県内に建設される。この活動は県内の林业振興に寄与するこれが期待されている。

大都市と山村交流による水源林整備活動

熊本県人吉市の自然保護団体では、「反対するだけでは自然は守れない」との観点から福岡や北九州の都市住民と水源林整備活動を通じた交流を続けており、これまでの19年間で延べ約1万人のボランティアが活動を行ってきた。



山村地域の「交流促進」事例

○里山保全ボランティア体験を通じた山村活性化(北海道白老町)

◇概要

白老町で里地・里山の田園景観が残されているウヨロ川流域で森林ボランティア活動をしている「NPO法人ウヨロ環境トラスト」では、森林づくりやブリッタパス整備などの森林ボランティア活動を、自然とのふれあいを楽しむライフスタイル「緑の生活」として提案し、都市住民に呼びかけ里山保全体験ツアーを実施した。

また、ツアーへ参加のうち、白老町へ移住を希望する者を対象にした移住下調べプログラムとして、移住実践者との交流会や「緑の生活」実践者の訪問等を実施し山村への移住を進める活動も行っている。



(平成18年度山村力誘発モデル直接支援事業により支援)

○ NPO法人ウヨロ環境トラスト

山村地域の「交流促進」事例

○久慈やまがたの体験教育旅行(岩手県久慈市)

◇概要

久慈市では地域資源の活用をはじめ、そこに住む「人」を資源とし、能力や技を人のために活かすことで「森と友達になってもらう」、「地域に息づく暮らしや文化を身体全体で感じてもらう」、自然体験、生活文化体験、農林業体験プログラムを用意し、仙台市及び首都圏の中・高生の修学旅行や野外活動といった教育旅行の受入れを実施している。

受入れ体制として「ふるさと体験学習協会（インストラクター46人）」、「いわてやまがた民泊研究会（民泊農家54軒）」、さらには、技の達人「おらほの村一番100人」を認定し、村民みんなで受け入れている。

特徴は、山を丸ごと学校に貸す「学校の森」構想、弱者も登山できる道作り「フォレストボード」など、森林、間伐材を活用した体験、そして農家民泊260人が50軒からの農家に泊まるなど、村民全員がインストラクターとなつて取り組んでいる。

(事業の成果)

年度	首都圏	市内等
H17	4校(1,670人)	
H18	9校(3,166人)	2校(110人)
H19	16校(5,641人)	7校(566人)



(平成18年度山村力誘発モデル直接支援事業により支援)

(平成19年度第2回山村力コンクール審査員会長賞)

○ 特定非営利活動法人 やませデザイン会議

山村地域の「所得増大・交流促進」事例

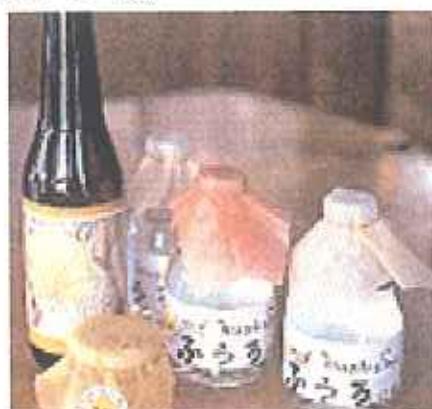
○地域資源を活用した商品開発と地域おこし(山形県金山町)

◇概要

金山町杉沢地区の暮らし考房では、地域に自生する未利用資源のイタヤカエデの樹液を活用した、メープルビールや飴、メープルケーキなどの各種食品・飲料商品を開発し、ショップやカフェで販売するとともに、都市住民を対象に樹液採取体験などを行う「メープルフェスタ」の開催、都市・山村交流を通じた地域おこしを図っている。

平成19年は、夏までにビール1,500本、メープルサップ（樹液飲み物）1,000本、ケーキ1,000個を売り上げ、採算ベースに乗りつつある。

また、杉沢地区において、林業グループ「親林俱楽部森の案内人」を設立し、森林づくりの伝統や知恵を習得するための共同作業の実践や未利用のスギ曲がり材を使った丸太小屋の制作販売、チェーンソーアート競技大会を開催するなど、地域の資源、住民の特技・持ち味を活かした取り組みを情報発信し、顧客の増加に努めることにより杉沢ファンが増加している。



(平成17年度森業・山業創出支援総合対策事業優良ビジネスプラン選定)

(平成18年度第1回山村力コンクール林野庁長官賞)

○ 事業主体：暮らし工房

山村地域の「所得増大・交流促進」事例

○火山の産物で三宅島の産業復興(東京都三宅村)

◇概要

2000年の一宅島「雄山」の大噴火は、広大な森林に被害を与え、今現在も火山ガスの放出を続け植生の回復が遅い荒廃地になっている。

荒廃地に『サルトリイバラ』別名『さんきらい』がたくましく生育しており、サルトリイバラ商品を販売すると同時に他の荒廃地へサルトリイバラを植栽する事で、産業復興と荒廃地緑化を行う事を目標にしている。

村有地(6.7ha)を借り受け、サルトリイバラの栽培を開始した。苗畑(なえはた)を確保、播種(はしゅ)から始めて一から育てた苗木を育成すると同時に、野生の茎からの株分け栽培も始め、約5万本の苗を生産した。

取り扱う商品は、鉢物、切花、リース生産、果実酒等で、切花はクリスマス時期に収穫、出荷され200本あたり2万円で販売される。

現在の総売上は、およそ800,000円となっている。

現在、サルトリイバラの持つ薬効成分について、大阪の医学博士を中心とする研究機関、東京の天然素材分析機関と連携をとり、成分分析にとどまらず、動物実験までも含めた調査研究が着々と進んでおり、今後、健康食品、健康素材としての価値も上がってくるものと期待されている。



(平成18年度森業・山業創生支援総合対策事業優良ビジネスプラン選定)

○事業主体：株式会社 伊豆緑産

山村地域の「所得増大」事例

○森林を活用した新たなレジャー施設(山梨県鳴沢村)

◇概要

フランスで人気のある新しいレジャー施設「フォレストアドベンチャー」を平成17年8月にオープンした。

これは、森の中を安全具を装着して樹木の上を渡りながら様々なアクティビティをこなす日本初の森林空中体験施設であり、最高地点は14m、最長90mの空中滑降ができ、さらに徹底した安全管理システムのもと、子供から社会人まで楽しむことができるとの口コミから、平成19年5月までに1300人が体験し、修学旅行や研修体験の需要も増えている。

同様の施設は、全国に数箇所開設されるなど森林空間を活用した新たなレジャー産業として期待される。



(平成17年度森業・山業創出支援総合対策事業優良ビジネスプラン選定)

○ 事業主体：(有) パシフィックネットワーク

山村地域の「所得増大・交流促進」事例

○チェンソーアートによる地域おこし(和歌山県田辺市)

◇概要

田辺市（旧龍神村）の「龍神チェンソーカービング組合準備会」では、チェンソーで丸太を豪快に削り創る創作活動であるチェンソーアートの技術講習会や競技会を開催している。

平成18年度のは地元龍神村の他、京都府京北町、宮崎市など全国15箇所で研修会を開催したほか、11月には龍神村で競技会が開催され約5千人が訪れるイベントとして地域に貢献している。

特に、競技会で選手が彫り上げた作品は競技会終了後にオークションにかけられ、またたく間に完売する人気である。なおチェンソーアートの材料は、地元のスギの間伐材を利用し間伐の促進にも貢献している。



(平成17年度森業・山業創出支援総合対策事業優良ビジネスプラン選定)

- 事業主体：「龍神チェンソーカービング組合準備会」（現在は（有）チェンソーアートジャパン）

山村地域の「所得増大・交流促進」事例

○ヒノキの間伐材を活用したイス、ベンチづくり(香川県)

◇概要

香川県産のヒノキの間伐材を活用して、幼稚園児を対象にイスをキット化して販売している。また、毎年一定量の製品化を確保するために親子木工教室を開催しイスづくりをしてもらい、園内で使用、卒園と同時に家に持つて帰っている。

さらに、「街にベンチを贈ろう」をテーマにして、ベンチを製作・販売し、寄贈者（購入者）のプレートを付けて、駅やバス停、公園、学校に間伐材のベンチを贈っている。

平成18年度は、親子木工教室を5回開催、参加者200名を数え、問い合わせなどもあり評判を呼んでいる。イベント的な活動が多く、売上額は38万円と微収である。実質的には市民へのサービスとなっている部分もあるが、間伐の重要性や間伐材の利用に関する市民の認識が深まりつつある。

ベンチについては、香川乗用自動車協同組合の贈呈式など14脚を企業に販売した。

今後、効率的な加工機械の導入やインストラクターの養成等課題は多く残されているものの、NPO法人 樹恩ネットワークと協働して開催した「森の楽校」などのイベントを通じて、新たな販路の確保、市場の拡大が図られるものと期待される。



(平成17年度森業・山業創出支援総合対策事業優良ビジネスプラン選定)

○ 事業主体：任意団体 ベンチの会

山村地域の「交流促進」事例

○伝統構法による木造住宅の設計コンペ(佐賀県神埼市)

◇概要

神埼市の脊振地区で活動する「NPO法人森林をつくろう」では、全国の建築を学ぶ学生から伝統構法で建築する「木造の家」のコンペを行っている。このコンペで最優秀賞を獲得すると、県内から施主を募集し、実際に提案した家が建築される。

平成19年はコンペも3回目を迎える、また、第1回のコンペで最優秀となつた家も佐賀県内に完成した。

「森林をつくろう」では山地地域の諸問題をはじめ、日本の森林・林業の現状及び日本の木造家屋の伝統的な技術、工法を一人でも多くの人達に理解してもらいたい。木の良さを知ってもらい、使ってもらいたい。との思いでこの事業を行っており、家を建てたいと考えている人達の関心も年々高くなっている。

また、コンペに参加した学生も木造の家の設計を通じて、森林や木材等の様々なことを学んでおり、これをきっかけに木造建築に携わる者も出てきている。



(平成18、19年度山村力誘発モデル直接支援事業により支援)

○ 実施主体：特定非営利活動法人 森林をつくろう

山村地域の「交流促進」事例

○大都市と山村交流による水源林整備活動(熊本県人吉市)

◇概要

人吉市にある、「人吉・球磨自然保護協会」では、「反対するだけでは自然は守れない」との観点から熊本営林局（現九州森林管理局）と分収造林契約を結び植林活動を行っている。

福岡市や北九州の都市住民と体験林業や森林教室、水源林整備活動を通じた交流を行い山村へ人を誘い込む活動を続けている。

これらの活動により、これまでの19年間で、約1万人のボランティアが当該地で活動を続けている。



(平成19年度山村力誘発モデル直接支援事業により支援)

(平成18年度第1回山村力コンクール審査委員会長賞)

○ 実施主体：人吉・球磨自然保護協会

山村地域の「交流促進事例」

○観光わらび園の整備を核とした地域交流の推進(山形県小国町)

◇概要

町の総面積の94%を森林が占める山形県小国町は古くから良質の山菜が産出される地域であったが、より交流を図りながら地域の収益につなげていこうと昭和50年代から全国に先駆けて観光わらび園を整備し、今では町内に約20カ所の観光わらび園がある。

毎年5月中旬から7月上旬までの開園期間中に約1万人以上の入園者があり、地域の主要な収入源となっているほか、入園者に対し、山菜のたっぷり入ったみそ汁の提供や山菜の調理方法をその場で教えるなど、入園者との交流を深める取組もあわせて実施している。

平成17年には山菜を活用した産業振興を目指す「山菜文化産業協会」が設立され、小国町も参加し、第1回の全国山菜文化産業祭の開催地となったほか、都市部においてPR活動を積極的に実施するなど、山菜の町としての知名度は高まってきている。

このほか、山菜等の特用林産物の加工品等を地元直売所で販売するなど、地元資源を最大限活用しながら地域交流を展開してきている。



(平成14年度林業・木材産業構造改革事業により支援（直売所）)

○事業主体：小国町森林組合

3 国（関係省庁）の山村振興策

山村の振興に当たっては、農林業の振興、道路の整備、医療・福祉の充実など、山村の総合的な振興が必要であることから、「山村振興法」に基づき関係省庁がそれぞれの立場で施策を実施している。

このとき、地域の自主性を重視する観点から、市町村が山村振興計画を策定し、国が支援する仕組みとしている。

主な山村振興施策とその関係省庁は以下の通り。

- ・ 農林漁業振興…農林水産省（林野庁・水産庁を含む）
- ・ 交通…国土交通省
- ・ 教育…文部科学省
- ・ 福祉・医療…厚生労働省
- ・ 情報通信…総務省、（農林水産省）
- ・ 観光・交流…農林水産省、国土交通省、環境省
- ・ 生活環境…農林水産省、国土交通省、総務省、厚生労働省、環境省
- ・ その他産業振興…経済産業省、（農林水産省）
- ・ 雇用…厚生労働省
- ・ 國土保全…国土交通省、林野庁

（参考資料）

省庁別の主な支援施策

(参考)

主な山村振興関連施策(平成20年度)

生活環境整備

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	(30, 546百万円の内数	農水省)
中山間地域総合整備事業	(33, 014百万円	農水省)
里山エリア再生交付金	(9, 900百万円	林野庁)
バス運行対策	(7, 350百万円	国交省)
道路整備	(2, 768, 860百万円	国交省)

医療

へき地保健医療対策費	(4, 578百万円の内数	厚労省)
------------	---------------	------

教育

公立文教施設整備費	(106, 083百万円の内数	文科省)
へき地児童生徒援助費等	(845百万円	文科省)

情報・通信

情報通信格差是正事業	(3, 396百万円	総務省)
地域情報通信基盤整備推進交付金	(6, 200百万円	総務省)
携帯電話等エリア整備支援事業	(5, 880百万円	総務省)

雇用、定住など

緑の雇用担い手対策事業	(6, 700百万円	林野庁)
山村再生総合対策事業	(300百万円	林野庁)
林業雇用改善推進事業	(374百万円	厚労省)
林業就業支援事業	(333百万円	厚労省)
地域新事業創出発展基盤促進事業(コミュニティビジネス)	(568百万円	経産省)

その他

辺地及び過疎対策事業債	(321, 300百万円	総務省)
中山間地域等直接支払交付金	(21, 800百万円	農水省)
森林整備地域活動支援交付金	(7, 247百万円	林野庁)

4 政府における最近の動き

- 内閣官房の地域振興策

内閣官房においては、地域活性化統合本部を新たに立ち上げ「地方再生戦略」を策定したところ。

林野庁関係では、「地域の森林・林業の再生」として、間伐等の森林の整備・保全の推進や林業・木材産業の再生等が明記されている。

- 農林水産省の地域振興策

地域の活性化が喫緊の課題となっている中で、今村副大臣を本部長とする「農山漁村活性化推進本部」を新たに立ち上げ、「農山漁村活性化のための戦略」を策定したところ。

林野庁関係では、「地域の雇用増加に結びつく森林整備・保全や森林資源の利活用への支援」を山村地域の活性化施策として位置付けている。

- 國土形成計画における記述

國土審議会は、2月13日の総会で中期的な國土づくりの指針となる國土形成計画の全国計画を了承したところ。

林野庁関係では、「美しく暮らしやすい農山漁村の形成」、「林業・木材産業の再生による資源循環・森林管理システムの構築」や「次世代に引き継ぐ美しい森林」等が明記されている。」

(参考資料)

地方再生戦略（内閣官房）（抜粋）

農山漁村活性化のための戦略（農林水産省）（抜粋）

國土形成計画（國土審議会）（抜粋）

地方再生戦略（抜粋）

平成19年11月30日
地域活性化統合本部会合

第3 地方の課題に応じた地方再生の取組

3 農山漁村

(2) 施策展開の方向

(地域の基盤となる農林水産業等の再生)

地域の雇用増加に結びつく間伐等の森林整備・保全や森林資源の利活用への支援、林業の担い手の確保を目指す「緑の雇用」の推進を図る。

(医療、生活交通等の生活者の暮らしの確保)

農山漁村地域の防災・国土保全機能の維持に関する取組、地球温暖化の防止と森林資源の次世代への継承を図る美しい森林づくりの推進等の豊かな自然環境の保全に関する取組を推進する。

4 基礎的条件の厳しい集落

(2) 施策展開の方向

(担い手による地域の産業の再生)

間伐等による森林の適切な整備・保全や、森林施業の集約化を推進するとともに、林業就業意欲のある若者等を育てる「緑の雇用」の取組を進めるとともに、森林資源の利活用を推進する。

5 課題分野別的基本的施策

(1) 生活者の暮らしに関する基本的施策

エ 環境に配慮した持続可能な暮らしの実現

(ア) 地域の地球温暖化防止に向けた森林づくりの推進

地球温暖化防止と森林資源の次世代への継承に向け、間伐等の森林整備・保全の着実な推進、美しい森林づくり推進国民運動の充実等を図るとともに、国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生を進め、地域の活性化・雇用の場の確保を図る。

(2) 産業に関する基本的施策

カ 地域の森林・林業の再生

地球温暖化防止と森林資源の次世代への継承に向け、間伐等の森林整備・保全の着実な推進、美しい森林づくり推進国民運動の充実等を図るとともに、国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生を進め、地域の活性化・雇用の場の確保を図る。【再掲】

森林の保全・整備に意欲を有する若者等の就業と地域への定着を図るため、「緑の雇用」による担い手対策を活用し、安全で効率的な林業の実施に必要な技術・技能を付与する取組を進める。また、低コスト施設等の実施に必要な技術・技能の付与について検討する。

(4) 地域的課題に対応する基本的施策

ア 雇用に関する基本的施策

(イ) 産業の担い手の確保

a 農林水産業の担い手の育成

新たに林業に就業した若者等に実施研修を行う「緑の雇用」による担い手の確保・育成対策に取り組む。

農山漁村活性化のための戦略（抜粋）

平成19年11月21日
農林水産省

Ⅲ 活性化戦略の内容

地域経済の活性化

2. 農林水産業に関連した雇用の創出

⑦ 地域の雇用増加に結びつく森林整備・保全や森林資源の利活用への支援

森林吸収目標の確実な達成や安全・安心の確保のために、間伐・保育等適切な森林の整備・保全を推進するとともに、林業・木材産業の再生と森林資源の多角的利用による新たな産業づくりを支援。

また、「緑の雇用」の促進による林業の担い手の確保を支援。

国土形成計画（全国計画）（抜粋）

平成20年2月13日

第1部 計画の基本的考え方

第3章 新しい国土像実現のための戦略的目標

第2節 持続可能な地域の形成

（3）美しく暮らしやすい農山漁村の形成と農林水産業の新たな展開

農山漁村は、農林水産業の生産の場であると同時に地域住民の生活の場であり、観光客が訪れる場でもあるなど、様々な側面を有する空間である。生産活動や土地利用の状況、住民の生活様式等があいまって、その魅力を創出しており、自然環境と生産基盤、生活環境の調和を図ることが必要である。このため、自然環境に配慮した生産基盤と生活環境の一体的、総合的な整備や、美しい景観を維持・回復する取組を推進するなど、美しく暮らしやすい農山漁村を形成するとともに、食料や木材の安定供給、豊かな自然環境の提供など、都市との相互の機能分担・連携を図っていく。過疎化、高齢化の進展や地域産業の低迷等により農山漁村の活力は全般的に低下しているが、一方で地域資源を最大限に活用し、既成概念や枠組みにとらわれない革新的な地域戦略により活性化しているところもあることから、それぞれの地域が意欲的な企業や若者の農林水産業への新規参入の促進等、地域外部の人材等の資源の活用を図り、地域固有の資源を最大限に活用し自らの創意工夫と努力により立ち上がる必要がある。このようにして地域が互いに切磋琢磨することによって農山漁村全体が活性化していく方向を目指していく。国土の多くの部分を占める中山間地域については、農山漁村の中でも特に条件が不利な地域である一方、国土保全などの点で重要な役割を担っていることから、これらを念頭においた施策展開を図り、持続可能な地域づくりを推進していく。

農林水産業においては、世界的な人口増加、アジア諸国の経済発展、エネルギーをめぐる情勢の変化にともなうバイオ燃料の消費拡大、気候変動等、世界の食料や木材の需給に関する不確定要件が顕在化している状況を踏まえ、我が国の食料供給力を高めるとともに、森林の適正な整備を通じた木材の供給の確保に取り組む必要がある。食料供給に当たっては、基本的には食料として国民に供給される熱量の5割以上を国内生産で賄うことを目指すことが適当であるが、一定期間における実現可能性を考慮する必要があるとの認識の下、平成27年度における総合食料自給率(供給熱量ベース)の目標を45%としていることを踏まえ、農業については、品質の高い国産農産物への需要の高まりなど多様化・高度化する消費者・需要者ニーズ等に対応し、食品産業その他の関連産業との連携、生産第1章基盤の整備・保全を推進しつつ、国内農業の生産性の向上と食料供給力の確保や競争力の強化を図っていく。林業・木材産業については、木材をめぐる世界市場の動きが変化する中、国内の森林資源の充実や木材利用等に関連する技術開発の進展などの機会をとらえ、林業と木材産業を一体的に再生することにより、その競争力を高め、林業を通じた森林管理のサイクルが機能し、木材の安定した供給が行われる体制を構築する。水産業については、水産資源の回復・管理の推進、収益

性重視の操業・生産体制への移行や新しい経営安定対策の導入等による国際競争力ある経営体の育成・確保、産地の販売力強化と流通の効率化、漁港・漁場等生産基盤の一体的整備を通じて、水産物の安定供給を図るとともに、力強い水産業の確立を図る。

第2部 分野別施策の基本的方向

第1章 地域の整備に関する基本的な施策

第3節 美しく暮らしやすい農山漁村の形成

農山漁村は、豊かな自然環境や農林水産業の生産、地域住民の生活の様相があいまって、美しい景観や伝統文化等、様々な個性や魅力を有する地域である。地域において農林水産業が営まれ、森林、農用地等が適切に管理されることにより、国土の保全や自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能が発揮されている。一方、過疎化、高齢化、混住化の進展、また農林水産業等の地域産業の低迷により農山漁村の活力は全般的に低下しており、多面的機能の発揮に支障を来すおそれがある。

このような中で、地域住民の安全・安心な生活を確保する一方、農山漁村の魅力である地域資源を活かし、各々の地域がその主体性と創意工夫により活性化することが必要である。そのために、地域の基幹産業である農林漁業の振興や都市と農山漁村との地域間交流の促進といった取組を進めていく。また、農山漁村の個性や魅力を国民全体の豊かな生活を支える共通の財産として、地域住民だけでなく都市住民も含め享受していくことができるよう、美しく暮らしやすい農山漁村の形成を推進していく必要がある。

さらに、農山漁村と周辺の中小都市との相互の連携を深め、農林水産業や地域資源密着型産業を活性化させることにより、都市的サービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を併せて享受できる圏域として「多自然居住地域」を形成していくことも重要である。

(1) 快適で安全な暮らしと美しい農山漁村の実現

農林水産業の生産基盤を確保しつつ、生活環境整備や防災対策等により地域住民の安全・安心な生活を確保する。また、農山漁村における良好な景観の形成・回復を図るとともに、その前提となる農山漁村の集落機能の維持・再生を図る。

(生活環境の整備と安心で安全な地域づくり)

農山漁村の生活環境の整備が依然として都市部と比べて立ち遅れている状況を踏まえ、地域特性に応じて生産基盤と農山漁村の生活環境の一体的効率的整備等を効率的に推進する。また、都市とそん色のない高水準の情報の提供による地域住民の利便性向上や情報通信技術の活用による流通の効率化、農林水産業の効率化を通じた地域経済の活性化の観点から、高度な情報通信基盤の整備を推進する。

また、洪水被害や土砂災害等地域の存在を脅かすような壊滅的な災害が発生していることなども踏まえ、自然災害に対して安全・安心な農山漁村を形成することが必要である。そのため、森林や農用地等の適切な保全管理を図るとともに、災害の予測や的

確な情報の伝達といった対策と防災施設等の整備が一体となった治山・治水対策、ため池整備や湛水防除等の農地防災対策、地すべり対策等の農地保全対策、安全で信頼性の高い道路ネットワークの確保に資する道路の防災対策・雪害対策、漁港における防災対策の強化、自治体の庁舎等の地域の防災拠点や代替性のない避難場所の保全等、災害に強い地域づくりを推進する。

(美しい農山漁村の実現)

農山漁村の美しさは、地域の国土資源や農林水産業の生産基盤、集落や生活環境施設等が良好な状態に管理され、健全に機能することにより創出されるものである。これらの管理は、農林水産業の営みに加え、地域コミュニティによる共同作業として行われているが、過疎化、高齢化、混住化等の進展にともなう集落機能の低下により適切な管理が困難となってきている。

そのため、複数集落の機能の統合に向けた取組の後押しや新規就農・UJITーン等による幅広い定住の促進を通じ、新たなコミュニティづくりを推進し、集落機能の維持・再生を図る。一方、環境保全活動を含む地域の資源管理について、地域の農林漁業者を中心に、地域住民や都市住民を含めた多様な主体が参画した取組を支援するとともに、これらの活動について幅広く国民の理解・支持を得るための普及啓発を図る。

また、農山漁村の良好な景観の形成・回復を促進するため、地域住民の合意形成や都市住民等との連携を図りつつ、景観に配慮した施設の整備や景観と調和した土地利用の誘導、豊かな自然環境の保全・再生、多様な伝統文化の保存・継承を推進する。

(中山間地域の役割)

平野の外縁部から山間に至る中山間地域は、一般的に傾斜・小区画農地等農業生産性が低いことに加え、都市への産業・人口の集中が進む中で、その多くは過疎化、高齢化が進展し、生活の利便性も低下している。しかしながら、国土の多くの部分を占め、国土保全、水源かん養、自然環境の保全などの上で重要な役割を果たしていることに加え、棚田等地域特有の個性や魅力を有し、安らぎや癒しの場となっているほか、我が国の伝統文化の一翼を担っている地域が多い。また、今後、我が国全体として人口減少、高齢化が進展する中で、中山間地域では高齢者を中心とした地域活性化のための先進的な取組も行われている。このように、中山間地域は持続可能な国土管理と豊かな国民生活の実現の観点から重要な意義を有している。

中山間地域を振興していくため、地域の課題や資源の賦存状況等を的確に把握し、自然、経済社会等の諸条件の多様性を活かすとともに、産業振興や多面的機能の確保、生活環境整備等を総合的に講じる必要がある。また、行政と住民の間で合意形成を図り、民間の力も活かしつつ、日常生活を支える公共施設や社会的サービスの集約化・複合化を図る、水路の維持や冠婚葬祭を近隣の複数集落で共同して行うなどの集落機能の再編・統合を図るなど、地域の創意工夫による持続可能な地域経営の仕組みづくりを行う必要がある。

このため、農業の多面的機能發揮の観点から農業生産条件の不利を補正する施策を実施するとともに、定住条件の整備、棚田地域の保全、多様な地域産業の振興など

個性ある持続可能な地域づくりの支援等を行う。

(2) 農山漁村の活性化の新たな取組

農山漁村においては、農林水産物や地域資源を核とし、地域の特色を活かし、自らの創意工夫と努力により新たな取組に挑戦することが必要である。また、そのような取組を行う農山漁村が増加し、互いに切磋琢磨することにより農山漁村全体が活性化することが重要である。

そのため、農林水産物の加工、地産地消の取組、農林水産業と地域の商工業との連携、情報通信技術を活用した特産物販売や観光地域づくり等、農林水産物や地域の資源を活用した多様な産業の育成を推進する。また、農山漁村活性化の取組に常に再挑戦の機会を提供するため、新たな創意工夫を生み出す技術や知恵、欠けている部分を補う新たなパートナーの確保を推進する。具体的には、中長期的な視点から農山漁村の活性化に寄与する企業活動、大学等との協働による地域の創意工夫のレベルアップを促進する。

農山漁村活性化に向けた多様な人材の育成・確保とその活用の観点から、女性の感性や能力を活かした農林漁家民宿や產品の直売、地産地消等の取組、高齢者の知恵や経験を活かした都市住民との交流、伝統文化の伝承の取組、既成の概念にとらわれない新しい発想に基づく若者の取組、団塊世代の地域活性化活動への参加等、地域内外の人材の能力を活かした取組の拡大を促進する。

竹やきのこ等の特用林産物については、生産基盤の高度化、作業の省力化、資材等の安定確保、品質の確保により、収益性を確保する。

(3) 都市と農山漁村の共生・対流

都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、都市と農山漁村を双方向で行き交う新たなライフスタイルの実現を目指し、都市と農山漁村の交流を促進する。農山漁村においては、ゆとりある居住環境、豊かな自然、美しい景観、伝統文化等の魅力を、都市住民を含め国民全体で享受できるよう、都市住民に農山漁村で活動する機会や、食と農林水産業への認識を深める契機を広く提供する。具体的には、都市の学校関係者、企業、自然体験活動に取り組むNPO等と、農山漁村の地方公共団体等との連携による、都市と農山漁村の相互の情報受発信の強化と優良事例等の普及啓発を行う。また、農林水産業・農山漁村体験の提供の場や機会の確保・充実を通じて、観光立国の枠組みとも連携しつつ、グリーンツーリズム等の取組を推進する。さらに、都市住民が農山漁村で活動するため、市民農園の開設等の農地の利用や、国民参加の森林(もり)づくり、森林セラピー等森林の多様な利用、遊漁等の海洋性レクリエーションによる海面利用等、農林水産業と調和のとれた資源の利活用を促進する。

第5節 地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域への対応

(3) 山村地域

山村地域は、林野面積比率が高く、交通及び経済的条件等に恵まれないため、産業開発の程度等が低い状況にあり、人口減少、高齢化の進展等により、管理の行き届かない森林や耕作放棄地が増加している。一方で、農林産物の安定的供給、国土・自然環境の保全、国民への憩いの場の提供など安全で豊かな国民生活の確保に重要な役割を有しており、これらを發揮させるため、山村地域の振興を促進する。

このような観点から、産業・生活基盤等の面で他の地域に比較して低位にある状況を改善するため、交通基盤の整備、高度情報通信ネットワークの整備、農林業の生産基盤の整備、国土保全施設の整備、教育・文化施設の整備、医療・福祉体制の整備、鳥獣による被害防止等を図る。

また、山村地域は、森林を支える基盤であり、これに由来する我が国固有の文化の発信源でもあることを踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮のため、森林や林業にかかる人々が山村に定住し、林業生産活動や日常的な見回り等の管理活動を行うことが重要である。このため、地域の特性や都市住民のニーズを踏まえた定住促進の仕組みづくり等による都市と山村の共生・対流の推進や、就業機会の増大等による活性化を図る。

第2章 産業に関する基本的な施策

第3節 食料等の安定供給と農林水産業の展開

(3) 林業・木材産業の再生による資源循環・森林管理システムの構築

(林業・木材産業の一体的再生)

木材価格の低迷等による林業の採算性の悪化や不在化の進行により、森林所有者の森林整備に関する関心が薄れ、間伐が進まず森林からの土砂流出の危険性が高まったり、伐採後植林が行われないものもみられるなど、林業を通じた良好な森林管理のサイクルへの悪影響が懸念される。一方、東アジアにおける需要の増加や、世界の人口増加等により、世界的な木材の需要量は増加傾向にあり、国内においても木材や輸入製材品の価格の上昇傾向もみられる。さらに、国内の森林の成長により、製材品などに利用可能な森林資源は今後飛躍的に増加することが見込まれており、流通や製材業界の再編や、木材利用技術の進展、消費者の志向の多様化ともあいまって、林業・木材産業をめぐる経営環境は、新たな局面を迎えつつある。

こうした大きな変化を再生に向けた機会ととらえ、林業を通じた良好な森林管理のサイクルが機能するよう、木材等について品質・性能の明確な製品の大量かつ安定的な供給や、製品化の段階まで含めた効率化などにより競争力を高めるとともに、これらが広く利用されることを通じて、林業と木材産業を一体的に再生していく必要がある。このため、森林組合等林業事業体が、間伐等を森林所有者へ働きかけ、とりまとめて実施すること等により林業経営の規模拡大を図るとともに、路網の整備や高性能林業機械の導入など効率的な生産システムの導入を進め、収益性の高い林業生産活動が行われることを促進する。また、加工・流通段階においては、生産現場から製材工場への直送や木材市場の再編等により効率化を進めるとともに、製材・加工の大規模化や消費者ニーズに対応した製品開発を推進することにより、木材産業の競争力の強化を図る。さらに、国産材にこだわりを持つ消費者が満足できる家づくりを推進する観点から、

森林所有者から木材産業関係者、住宅生産者など関係者が一体となった、地域材を利用した家づくりの取組を進める。

(適切な木材利用の推進)

生活に使われる素材の中でも、国内の適切に整備・保全された森林から生産された木材は、環境への負荷が小さく、循環型社会の構築や地球温暖化防止等の観点から、その利用を促進していく必要がある。このため、我が国の木の文化や木の良さ、木材利用の意義について、消費者への普及に努めるとともに、国産材を使った魅力的な商品や製品の開発を推進する。また、国産材を使ってみたいと考えている消費者の選択を助けるよう、表示等について検討を進めるとともに、学校、社会福祉施設等地域の公共施設の整備においても、地域の木材の利用に積極的に取り組む。

再生産可能で環境負荷の少ない木質バイオマスの利用は、循環型社会の形成や地球温暖化防止等を図る上で重要である。このため、地域における未利用資源が十分に活用されるよう、効率的・安定的な収集システムの構築と、利活用先の確保等を促進する。また、木質バイオマスに含まれるリグニン等抽出成分、炭や竹を利用した製品開発を推進する。

地球規模での森林の保全を図るために、政府調達においては合法性等が証明された木材の利用を進めるとともに、地方公共団体や企業、消費者に対し、違法伐採された木材を使用しないことなどについて普及・啓発する。また、東アジア等海外市場を積極的に拡大していくため、情報収集等国産材の輸出環境の整備等を推進する。

第6章 国土資源及び海域の利用と保全に関する基本的な施策

第3節 次世代に引き継ぐ美しい森林

国土の7割を占める森林は、水をはぐくみ、土砂の流出や崩壊などから国民生活を守り、人々にうるおいと安らぎを与え、貴重な野生動植物が生息・生育する場となるなど、我々の生活に必要不可欠な水と緑のふるさとである。また、森林から得られる木材や薪のこ類は、経済的な価値を産み出している。さらに、木材の利用は、経済的なメリットだけでなく、循環型の資源の活用という観点からも重要である。

このように、様々な恩恵を与えてくれる森林について、その恩恵を享受しながら次の世代に美しい森林を引き継いでいくことが必要である。

しかしながら、我が国の森林は、長期的な木材価格の低迷や、不在化の進展等により森林所有者の管理意欲が減退しており、間伐など必要な施業が行われない森林の増加により、森林の豊かさが失われることが懸念されている。

このため、森林所有者、国等がそれぞれの役割を果たすとともに、以下の施策により、国民との協働による森林づくりを含め、多様で健全な森林の整備・保全を進めることにより、美しい森林を次世代に引き継ぐ。

(1) 多様で健全な森林の整備と国土の保全

今後も森林の持つ多面的機能による恩恵を享受していくことができるよう、立地条件や社会的ニーズに応じ、針葉混交林化や長伐期化等を進め、多様で健全な森林の整備

を推進する。特に、戦後植栽された人工林については、その大半が間伐を必要とする時期を迎えており、十分な手入れが行われておらず過密化し不健全な生育状況となっているものが多くみられることから、積極的な整備・保全を推進する。

森林の整備の担い手については、高齢化が進行しているが、自然の中で働く場として林業に従事しようとする意欲のある者も増えてきていることを踏まえ、若年層を中心とした担い手の確保・育成と技術力の向上を図る。

適切な森林の整備・保全に当たっては、低コストで効率の高い取組を行っていく必要がある。このため、路網の整備や高性能林業機械の導入など効率的な生産システムの導入を一体的に行う。また、多様で健全な森林の整備を効率的かつ効果的に行うための研究・技術開発を推進するとともに、その成果を森林所有者や事業者、国民等へ積極的に普及する。さらに、森林所有者等の自助努力のみで十分な整備が期待し難い場合においては、地方公共団体による森林所有者への施業の働きかけや、公的機関による森林整備等を促進する。

森林の持つ水源のかん養や土砂流出・崩壊の防備等公益的機能は、国民が安全で安心な暮らしを送るため、着実にその機能を發揮させる必要がある。このため、特にこれらの機能を發揮していくことが求められる森林については保安林として、計画的な指定を進めるとともに、適切な管理を推進する。また、治山施設の整備等を推進し、山地災害による被害の最小化に努める。その際、山地災害の発生の危険性が高い地区について的確に把握しつつ、流域保全の観点から、国有林と民有林を通じた計画的な事業の実施とともに、関係機関との連携を図る。

野生鳥獣による森林の被害を抑制していくため、広域的な対策や野生鳥獣との共存を前提とした対策を推進する。また、松くい虫等病害虫による森林被害を抑制していくため、重点的な防除対策を実施する。

また、国土面積の約2割を占め、我が国の奥地脊梁山脈等に広がる国有林野は、国土の保全、水源のかん養等公益的機能を発揮する上で重要な役割を果たしていることから、国による適切な管理経営を推進する。なお、国有林野における原生的な天然生林や貴重な野生動植物の生息・生育地について、保護林の設定を推進するとともに、適切な保全・管理を推進する。

(2) 国民との協働による森林づくり

今後の森林整備に当たっては、社会全体にとっての森林の価値を国民が広く共有することにより、国民と行政との協働による森林づくりを進めていく必要がある。このため、森林づくりや環境教育に取り組む意向を持つ個人やNPO、企業等を対象に、相談窓口の整備や、活動フィールドの紹介等を行い、その活動を促進するとともに、国有林野においても、積極的に活動フィールドを提供するものとする。また、直接森林づくりに参加することができない国民でも森林の整備につながる幅広い活動にかかわることができるよう、「緑の募金」制度の活用や、地域材利用の促進等を図る。さらに、森林の大切さを伝え、森林の整備に対する国民の理解、森づくり活動への参加のきっかけとなる森林環境教育を推進するとともに、参加者の关心や技術レベルに応じた技術指導や指導者の育成等を推進する。居住地周辺の里山については、地域と都市住民の連携による里山

林の再生活動を促進する。加えて、水源の森づくり等の森林整備のための社会的コスト負担のあり方について、経済社会情勢の変化等も踏まえ検討を進める。